

茨城県がん診療連携協議会部会設置要綱

(設置)

- 1 茨城県がん診療連携協議会設置要綱第6条第2項に基づき部会を設置する。

(部会の名称及び協議内容)

- 2 部会の名称及び協議内容は次のとおりとする。

部会の名称	主な協議内容
(1) 研修部会	がん診療に係わる研修（医師及びコメディカル） 診療支援医師の派遣調整
(2) がん登録部会	がん登録に関する事項
(3) 相談支援部会	がん医療に関する情報提供・クリティカルパスに関する事項
(4) 緩和ケア部会	緩和医療，ホスピス等との連携体制に関する事項
(5) 放射線治療部会	放射線治療の推進に関する事項

(組織)

- 3 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - ① 都道府県がん診療連携拠点病院の推薦する者
 - ② 各地域がん診療連携拠点病院の推薦する者
 - ③ 地域がん診療病院の推薦する者
 - ④ 小児がん拠点病院の推薦する者
 - ⑤ 茨城県がん診療指定病院の推薦する者
 - ⑥ 茨城県医師会の推薦する者
 - ⑦ 茨城県保健福祉部保健予防課の担当者
 - ⑧ その他協議会会長が必要と認めた者
- (2) 部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (3) 部会員に欠員が生じた場合の補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 4 部会に部会長を置く。
 - (2) 部会長は、協議会会長が指名する。
 - (3) 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指定する部会員がその職務を代行する。

(議事)

- 5 部会は必要に応じて部会長が招集し、議長を務める。
 - (2) 部会員は、やむを得ない理由により部会に出席することができない場合は、その代理者を部会に出席させることができる。
 - (3) 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

6 部会には必要に応じて分科会を置くことができる。

(2) 分科会の設置、会員の構成、事業内容、その他必要事項は部会長が別に定める。

(事務局)

7 都道府県がん診療連携拠点病院内に部会の事務局を置き、庶務を担当する。

(雑則)

8 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。